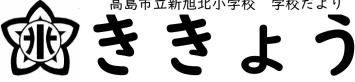
高島市立新旭北小学校 学校だより



令和5年度 第 6 号

令和5年9月4日 (月) 児童数 261 名



文責 尾中一彦

## チャレンジする2学期に ~まわりの人を幸せに~

今年の夏を「これまでの100年間で最も暑かった夏」と気象予報士の方が話されていました。こ の暑さはまだまだしばらく続くだろうとの予測もされていました。そんな警戒も続けながら、最も 長く、イベント盛りだくさんの2学期が始まりました。なかでも、運動会(10月14日開催予定)は、 子どもたちを大きく成長させる機会となります。毎年のようにドラマが生まれます。個人的に忘れ

られないのは、3年前(2020年)の運動会です。コロナとのたた かいが始まり、なおかつ校舎の大規模改造工事に対応する異例 の年でした。湖西中学校や新旭公民館を借りて教室代わりとし て通学した夏を乗り越えた2週間後に、鉄パイプの足場に囲ま れた校舎を背景にマスク姿ではつらつと演技する子どもたちの 姿は、コロナで沈んだ地域のみなさんの心を躍らせるものとな りました。(その様子は校長室内に掲示しています。学校に来 られた際にご覧ください。)残暑を避けるため、翌年からの開 始時期を10月に変更したのもこの年でした。



五十川在住の書家、西川守彦さんが、その感動を筆て してくださいました。児童昇降口に掲示されています。

運動会だけではありません。学校でも地域でも様々な行事が予定される期間です。子どもたちが 意欲的に取り組む姿は、まわりに活気を与え、幸せな気持ちにさせてくれます。夏休みには、北小 区内各地域の様々なイベントに小学生も活躍できる機会を与えていただきました。4年ぶりの開催と なったものも多く、幼児から高齢者まで幅広い世代の方が一堂に会して、笑顔があふれる様子に感 動を覚えました。夏のイベントだけに終わらず、今後も様々な場面で小学生の力を発揮させていた だきますようお願いいたします。学校行事においてもそのような視点を持ちながら、地域のみなさ まを元気づけることができるよう努めてまいります。子どもたち一人ひとりが、地域でも、家庭で も、学校でも、それぞれの集団のなかで、「私は必要とされている」と感じられる機会を増やして いきたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。



学校支援ボランティア『北小 希望の会』にお力を貸してください

4月にもお知らせをさせていただきましたが、『北小 希望の会』では、新会員を募集していま す。昨年度は、のべで2500人(回)の学校支援にかかわっていただきました。ボランティアですから 強制することはありません。「できる人が できる時に できることを」が基本理念です。学校 を、子どもたちを支援することが目的ですが、小学生が家族や学校職員以外の大人とのかかわりが 持てること自体に大きな意義を感じています。

|学期には「のぞみひろば」を始めました。これは、小学校の昼休みの時間帯(|2:50~|3:20)に 地域の方に学校へ来ていただき、遊びを通してともに時間を過ごしていただくものです。金曜日に 実施をしています。ご都合がつきましたら、のぞいてみてください。

(9,10月は…9/8,15,22,29 10/6,20,27に開催予定です。会員でない地域のみなさまも大歓迎 です。)

## 夏休みモードから学校モードに切り替えましょう

酷暑は終わりませんが、外出を避け室内で過ごすことが多かった生活を終え、通学をはじめ屋外、に出ることが多くなります。暑さ対策も2学期モードにしなければなりませんが、長期休業中に色を着けてしまった爪や髪も、学校モードに戻して学校生活を送れるようご協力をお願いします。学校では髪や爪の着色(染め)は禁止しています。「なぜ禁止なの?」と思われるかもしれません。学校教育が個性や自由を大切にしていることは言うまでもありませんが、自由が行き過ぎることをおさえることも必要です。何かの基準を設けておかないと、次は○○、次は△△と、あらゆることに自由を求めるようになります。行き過ぎた自由教育を経て社会に出ることは「なんでも○K」の感覚を芽生えさせてしまうというおそれもあります。行き過ぎた自由を抑圧して全体の秩序を保つことは、将来しっかりと法を守って生きる大人へとつながります。

ただ、このようなきまりは、最大公約数的な観点もありますから、時代とともに変わっていくものでもあります。法律が改められるのと同様です。

このようないわゆる「校則」について少し触れさせていただきますと、文部科学省が『生徒指導提要』(生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書)を改定しました。(ホームページでもご覧になれます)各学校のルールについては、ホームページなどで公開するよう提唱されました。その意義を考え、子どもたちの意見や保護者の思いも取り入れることが求められています。子どもは学級や委員会活動で話し合いをします。保護者はPTA実行委員会で議論します。意見をお持ちの方は、ご自分の地域のPTA実行委員様までお寄せください。

## きれいな運動場で2学期を迎えています

県道を通行された際にお気づきかもしれませんが、夏季休業期間を利用して北小学校運動場の工事を施工していただきました。これは、水はけを改善するための工事です。運動場の表面(数十センチメートル)を削り取り、水はけを悪くさせる土とそうでない土を分けて、問題のない土と新しい土を混ぜて戻すといった工事でもような良好な環境で子どもたちが思いっきり運動できることを願っています。



## 非常事態にそなえて ~緊急時にすべき行動~

/ I 学期には、豪雨や台風等で災害の危険性がある場合の措置についてお知らせ(第4号:6月 I 6日)をしました。(ホームページでもご覧になれます)

今号では、地震等の緊急時にとるべき行動についてお知らせします。

- | **登下校中**の緊急時に取るべき行動について
- (1) 地震が発生したとき
  - ① 歩道から車道に出ない。
- ② 電柱、建物、ブロック塀、看板等の倒壊の危険があるものから離れ、頭部を保護し、姿勢を低くする。
  - ③ 学校または自宅の近い方に避難する。
- (2) 原子力災害が発生したとき
  - ① 学校または自宅の近い方に避難する。
  - ② 学校に避難した場合には教職員の指示に従う。
- (3) 弾道ミサイルが発射されたとき(Jアラートや防災無線放送の情報)
  - ①近くの建物の中に避難する。
  - ② 近くに建物や遮へい物がない場合には、その場で地面に伏せてカバンなどで頭部を守る。
- 2 在宅中の緊急時に取るべき行動について
- (I) 地震が発生したとき
  - ──家具等が倒れてこない場所に移動し、頭部を保護し身を伏せる。
  - ② 避難が必要な場合には、家族とともに避難場所に移動する。
- (2) 原子力災害が発生したとき
  - ① 不要不急の外出を控える。

※いずれの場合も、あわてず、落ち着いて行動してください。